

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等に係る手数料について

1 認定申請手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定申請は、次のとおり申請手数料がかかります。

表1 一戸建て住宅の場合

申請方法 住宅の区分	あらかじめ登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合	あらかじめ登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けていない場合
一戸建ての住宅 (新築の場合)	8,000 円	45,000 円
一戸建ての住宅 (既存住宅の増改築の場合)	12,000 円	68,000 円

表2 一戸建て住宅以外の場合(共同住宅等)

申請方法 住宅の区分	あらかじめ登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合	あらかじめ登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けていない場合	
住宅の種類及び総戸数	金額	金額	
共同住宅等(一戸建ての住宅を除く)	1戸以上 5戸以下	15,000 円 (23,000 円)	110,000 円 (160,000 円)
	6戸以上 10戸以下	26,000 円 (40,000 円)	170,000 円 (260,000 円)
	11戸以上 25戸以下	41,000 円 (61,000 円)	340,000 円 (510,000 円)
	26戸以上 50戸以下	71,000 円 (110,000 円)	600,000 円 (910,000 円)
	51戸以上 100戸以下	120,000 円 (170,000 円)	1,000,000 円 (1,600,000 円)
	101戸以上 200戸以下	190,000 円 (290,000 円)	1,900,000 円 (2,900,000 円)
	201戸以上 300戸以下	240,000 円 (360,000 円)	2,700,000 円 (4,100,000 円)
	301戸以上	260,000 円 (400,000 円)	3,400,000 円 (5,000,000 円)

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関をいいます。

括弧書きの数字は、既存住宅の増改築をした場合の手数料金額です。

2 認定申請手数料(認定申請と併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定申請と併せて、同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合は、次のとおり申請手数料がかかります。

申請手数料	=	表1・2による 申請手数料	+	表3の区分 に応じた金額
-------	---	------------------	---	-----------------

表3

申請区分	建築確認手数料
床面積の合計	金額
30 m ² 以内のもの	10,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	28,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	36,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	66,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	93,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	160,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	280,000 円
10,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内のもの	370,000 円
30,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	460,000 円
50,000 m ² を超えるもの	900,000 円

計画変更の場合は手数料が異なります。

申請に係る建築物が建築基準法第87条の2に規定する昇降機を有する場合は、昇降機分の手数料が別途必要となります。

3 変更認定申請手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請は、次のとおり申請手数料がかかります。

表4 一戸建て住宅の場合

申請方法 住宅の区分	あらかじめ登録住宅性能評価 機関による技術的審査を受け た場合	あらかじめ登録住宅性能評価 機関による技術的審査を受け ていない場合
一戸建ての住宅 (新築の場合)	4,000 円	22,500 円
一戸建ての住宅 (既存住宅の増改築の場合)	6,000 円	34,000 円

表5 一戸建て住宅以外の場合(共同住宅等)

申請方法 住宅の区分		あらかじめ登録住宅性能評価 機関による技術的審査を受け た場合	あらかじめ登録住宅性能評価 機関による技術的審査を受け ていない場合
住宅の種類及び総戸数		金額	金額
共同住宅等(一戸建ての住宅を除く)	1戸以上 5戸以下	7,500 円 (11,500 円)	55,000 円 (80,000 円)
	6戸以上 10戸以下	13,000 円 (20,000 円)	85,000 円 (130,000 円)
	11戸以上 25戸以下	20,500 円 (30,500 円)	170,000 円 (255,000 円)
	26戸以上 50戸以下	35,500 円 (55,000 円)	300,000 円 (455,000 円)
	51戸以上 100戸以下	60,000 円 (85,000 円)	500,000 円 (800,000 円)
	101戸以上 200戸以下	95,000 円 (145,000 円)	950,000 円 (1,450,000 円)
	201戸以上 300戸以下	120,000 円 (180,000 円)	1,350,000 円 (2,050,000 円)
	301戸以上	130,000 円 (200,000 円)	1,700,000 円 (2,500,000 円)

括弧書きの数字は、既存住宅の増改築をした場合の手数料金額です。

- 4 変更認定申請手数料(変更認定申請と併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請と併せて、同法6条第2項の規定による建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合は、次のとおり申請手数料がかかります。

$$\text{申請手数料} = \text{表4.5による申請手数料} + \text{表3の区分に応じた金額}$$

計画変更の場合は、変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分については増加する部分の床面積。)に応じた額となります。

- 5 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

譲受人が決定した場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料は、次のとおりです。

$$\text{譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料} = 1 \text{棟につき } 2,100 \text{円}$$

- 6 認定の地位の承継に係る承認申請手数料

認定を受けた者が他の者にその地位を承継する場合における譲受人が決定した場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく承認申請手数料は、次のとおりです。

$$\text{認定の地位の承継に係る承認申請手数料} = 1 \text{棟につき } 1,700 \text{円}$$

- 7 容積率に関する特例の許可に係る手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可申請手数料は、次のとおりです。

$$\text{容積率に関する特例の許可に係る手数料} = 1 \text{棟につき } 160,000 \text{円}$$